**暮らし**

**居住誘導区域外の開発行為などには届け出が必要です**

　都市計画区域内の居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅建築目的の開発行為などを行う場合は、着手する30日前までに、市への届け出が義務付けられています。居住誘導区域の範囲などについては、都市計画課にお問い合わせください。

届け出の対象となる行為　開発行為：3戸以上の住宅を建築するための開発行為を行おうとする場合、1戸～2戸の住宅を建築するための開発行為で、規模が1,000平方メートル以上の場合　建築行為：3戸以上の住宅を新築する場合、建築物の改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅にする場合

都市計画課都市計画係 23-8069

**移住のための住宅購入やリフォームを支援します**

4月1日から受け付けを開始します。申請の前に、手続きの進め方、補助の内容・要件などについて、必ずお問い合わせください。

※予算に達した時点で受け付けを終了します。

**■購入する住宅のリフォーム**

市内に移住を考えている若者世帯が住宅を購入した場合に実施する住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額　リフォーム工事費の3分の1（要件により限度額40万～90万円）

定員　先着3件程度

**■三世代が居住するためのリフォーム**

市外に住む親族を迎え入れ、新たに三世代（親・子・孫）が居住するための住宅リフォーム工事を支援します。

補助金額　リフォーム工事費の3分の1（要件により限度額75万～125万円）

定員　先着2件程度

**■住宅新築・購入**

市内に移住を考えている若者世帯に住宅の新築・購入費用を支援します。

補助金額　住宅ローンの10％（要件により限度額100万～190万円）

定員　先着60件程度

建築住宅課住宅計画係 23-8057

**姉妹都市 東京都台東区の文化観光施設で割引が受けられます**

姉妹都市 東京都台東区では、区立の文化施設を割引料金で利用できる「共通割引入館券」を大崎市民に発行しています。春の行楽や夏休みの旅行などに、ぜひ活用してください。

利用期限　平成32年3月31日

対象施設　下町風俗資料館、一葉記念館、書道博物館、朝倉彫塑館、旧東京音楽学校奏楽堂

割引額　各施設50円～200円割引

割引券配布場所　市民課、観光交流課、各総合支所地域振興課、各基幹公民館、図書館（来楽里ホール）、大崎市民ギャラリー（緒絶の館）

観光交流課交流担当 23-7097

**古代の里のローラーすべり台が新しくなりました**

「化女沼古代の里」の老朽化していたローラーすべり台を撤去し、新たに全長25メートルのローラーすべり台を設置しました。

※遊具は譲り合って利用してください。

建設課管理係 23-8016

**「稲葉踏切」は自転車などを降りて通行してください**

古川南町にある「稲葉踏切」は、自転車や二輪自動車を含む、車両に乗車しながらの通行ができません。

境界柵の間は乗車禁止区間ですので、自転車などを一度降り、押しながら歩いて渡ってください。

踏切内での事故を防ぐため、通行する皆さんの協力をお願いします。

建設課管理係 23-8016

**国民年金**

**国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります**

　4月から、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

　多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除されます。

　出産予定日の6カ月前から、市民課年金係、各総合支所市民福祉課市民窓口担当、古川年金事務所のいずれかで届け出ができます。詳しくはお問い合わせください。

対象　出産日または出産予定日が平成31年2月1日以降の国民年金第1号被保険者（妊娠85日以上の出産で、死産、流産、早産された人を含む）

持ち物　母子健康手帳など

古川年金事務所 23-1200

市民課年金係 23-6079

**学生納付特例の申請は忘れずに手続きをしてください**

　国民年金保険料の納付が困難な学生は、納付が猶予されます。市民課年金係、各総合支所市民福祉課市民窓口担当、古川年金事務所のいずれかで手続きをしてください。

　平成30年度に該当し、平成31年度も在学予定の人には、申請書を送付します。必要事項を記入し、4月中に返送してください。在学している学校に変更がある人や申請書が届かない人は、在学証明書や学生証の写しを持参して再度申請をしてください。

　申請が遅れると、不慮の事故や病気で障がいになったときに、障害基礎年金を受給できない場合があります。

古川年金事務所 23-1200

市民課年金係 23-6079

**国民年金保険料が変わります**

**■平成31年度の国民年金保険料**

　4月に1年分の納付書を送付します。各月の納付期限（翌月末日）までに納付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 国民年金保険料 |
| 定額 | 月額16,410円 |
| 定額+付加保険料 | 月額16,810円 |

**■前納（納付書払い）の保険料割引**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前納 | 納付額 | 前納額 | 割引額 |
| 1年 | 196,920円 | 193,420円 | 3,500円 |
| 6カ月 | 098,460円 | 097,660円 | 0,800円 |

前納期限　1年前納・6カ月前納上期（4月～9月分）：5月7日、6カ月前納下期（10月～3月分）：10月31日

古川年金事務所 23-1200　 市民課年金係 23-6079

**子育て支援**

**就学相談を実施しています**

　平成32年度に小学校へ入学する予定の子ども（平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ）の保護者を対象とした就学相談を実施しています。子どもの成長にあわせた教育を一緒に考えませんか。

場所　教育委員会学校教育課

相談内容　視力が弱い　音が聞き取りにくい　発達の状態が気になる手足や身体が不自由　医師の治療や生活規制が必要　ことばの発音がうまくできない　人との関わりや集団行動が苦手　など

※相談内容は守秘します。

申込　事前に電話で申し込み

学校教育課学事担当 72-5033

**教育費を援助します**

　経済的な理由で小・中学生の教育費に困っている家庭に、市が助成する就学援助制度があります。

内容　学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学用品費の一部を助成

申込　各小中学校に備え付けの就学援助認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して各学校に提出

※前年度に援助を受けていた人も、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

学校教育課学事担当 72-5033

**【お詫びと訂正】**

　広報おおさき3月号に下記のとおり誤りがありました。

　お詫びし、訂正いたします。

■17ページに掲載した「証明書コンビニ交付サービスを活用しましょう」の表「証明書を取得できる時間」について、正しくは下記の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 証明書の種類 | 時間 |
| 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（住民税決定）・非課税・所得証明書 | 午前6時30分～午後11時  （土・日曜日、祝日を含む） |
| 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍の附票の写し | 午前8時30分～午後5時15分  （土・日曜日、祝日を除く） |